

美波町国民健康保険の加入者(40~64歳)で 介護保険適用除外施設に入所された方の手続きについて

国民健康保険に加入されている40~64歳の方(介護保険第2号被保険者)が、下記の介護保険適用除外施設に入所された場合は、介護保険の被保険者とならないため、入所期間中はその人にかかる国民健康保険税のうち「介護納付金分」の納付が免除されます。対象施設に入所された時は、役場保健福祉課または由岐支所へ必ず届出をお願いします。

また、現在、納付を免除されている方が施設を退所された場合も必ず届出をしてください。

●対象施設

①障害者支援施設

②指定障害者支援施設(障害者自立支援法による生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している方)

③重症心身障害児施設

④厚生労働大臣が指定する医療機関(国立病院機構徳島病院の進行性筋萎縮症児病棟)

⑤独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

⑥ハンセン病療養所

⑦生活保護法に定める救護施設

⑧労働者災害補償保険法に規定する施設

⑨指定障害福祉サービス事業者である病院(障害者自立支援法に規定する療養介護を行う場合のみ)

※適用除外施設に該当するかどうかは入所している施設にお問い合わせください。

●手続きに必要なもの

①保険証

②施設入所(退所)証明書

③介護保険適用除外該当(非該当)届出書

※②③の書類は、役場保健福祉課または由岐支所にあります。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614

国民年金だより



特定期間・特例追納制度のご案内

○特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者(第2号被保険者)の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。(ただし、年金額には反映しません。)

○特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付(特例追納)することで年金額を増やすことができます。

(既に年金を受けとっている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。)

【特例追納の対象期間】

・特例追納する時点で60歳未満の方：承認があった月前10年以内の期間